

3月1日(木)～7日(水)

火災予防運動

問い合わせ 消防本部・署 ☎0119

重点目標

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- ③ 放火火災防止対策の推進
- ④ ※特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- ⑤ 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- ⑥ 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底
- ⑦ 林野火災予防対策の推進
- ⑧ 車両火災予防運動の推進

※ 特定防火対象物 消防法で規定する防火対象物のうち、飲食店など不特定多数の人が出入りする建物や、病院など災害時要援護者が利用する施設



大竹防火推進キャラクター
大竹ひまわりちゃん

住宅防火

いのちを守る

7つのポイント

(3つの習慣・4つの対策)

3つの習慣

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ② 寝具やカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所との協力体制を作る。

初期活動の3原則

その1 早く知らせる

- ① 小さな火だと思っても「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求め、声が出なければ、やかなどをたたき異変を知らせる。
- ② 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火にあたり、近くの人に通報を頼む。

その2 早く消火する

- ① 出火から3分以内が、消火できる限度です。
- ② 水や消火器だけで消そうと思わず、座ぶとんで火をたく、毛布で火を覆うなど、身近なものを活用して、いかに早く消火活動ができるかがポイントです。

その3 早く逃げる

- ① 天井に火が燃え移ったら、潔く逃げる。
- ② 逃げるときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて、空気を絶つ。

平成30年 春季全国

期間中の行事

○火災予防広報

のぼりの設置、ポスターの掲示、消防車での火災予防広報など

○立入検査

対象は、市内の多くの人が出入りする建物（一般住宅を除く。）や危険物を取り扱う会社

○合同訓練

木造建物が密集した地域での火災を想定した消防訓練を消防署と消防団で実施します。

9時にサイレンを鳴らしませんが、火災ではありません。訓練は観覧できますので、ぜひお越しください。

とき 3月4日(日) 9時～

ところ 小方学園

○防火指導

災害時避難行動要支援者宅に伺います。

災害情報お知らせ

ダイヤル

消防署では、災害情報を自動音声装置でお知らせしています。（救急を除く。）

ダイヤル番号 ☎00001

市内の火災件数（件）

	H 27年	H 28年	H 29年
建 物	5	3	1
林 野	0	1	1
車 両	2	0	0
その他	3	4	3
合 計	10	8	5

火災時の

逃げ遅れに注意！

平成28年中の住宅火災による死者数は、全国で885人（放火自殺者など除く。）で、そのうち約5割の440人が逃げ遅れです。（平成29年版消防白書より）

火災時の煙は、思いのほか早く広がり、逃げる方向を見失ってしまっておそれがあります。

いち早く対処するためにも、早期発見が大切です。住宅用火災警報器を設置していない方は、早期に設置しましょう。

住宅用火災警報器を

設置しましょう

平成16年の消防法改正により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。



設置場所は寝室です。なお、寝室が2階にあれば、階段を上った天井にも設置が必要です。大切な家族の命や財産を守るために、必ず設置してください。

○維持管理のポイント

①定期的に手入れしましょう。

住宅用火災警報器は、ほこりが入ると誤作動を起こす場合があります。乾いた布でほこりをふき取るなど定期的に掃除を行います。

②作動確認をしましょう。

ボタンを押したり、ひもを引いたりして確認できます。また電池式のものには、電池切れの際、「ピッピッ…」と短い音が一定の間隔で鳴りますので、新しい電池に交換してください。